

民間事業者向け

放課後児童クラブ 新規参入スタートブック

開設・運営のポイントを分かりやすく説明



あいさつ

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、小学校に就学している児童で保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るために実施している事業です。

近年、共働き家庭の増加などにより放課後児童クラブを利用する児童数は増加しており、県内では令和7年5月1日時点で85,684人が利用しています。

一方で、放課後児童クラブの利用を希望しているにもかかわらず利用できない児童、いわゆる「待機児童」は令和7年5月1日時点で県内に1,681人います。

「待機児童」となった家庭では、児童が自宅で留守番をする、保護者等が働き方を変更するなどの対応を強いられています。

放課後の児童の居場所を確保することは、児童のウェルビーイングの向上や共働き家庭の増加を踏まえると重要な取組です。

そこで、埼玉県では、「地域の子どもたちのために放課後児童クラブを始めたいけど、どうしたらよいか」という民間事業者向けに、放課後児童クラブを始める際の参考となるスタートブックを作成しました。

スタートブックでは、放課後児童クラブを始める前にどのようなことが必要になるのか、放課後児童クラブの運営を継続していくために必要なポイントは何か、についてまとめています。スタートブックをきっかけに児童や保護者等が安心して過ごせる場所が増えていくことを願っております。

結びに、スタートブックの作成にあたり、御協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月
埼玉県福祉部子ども支援課長



スタートブックのねらい

小学校に通う児童が放課後や夏休みなど学校が休みの時間において、保護者が就労等の理由で家庭にいないためにこどもだけで過ごすことがないよう、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るために実施している事業が「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」です。「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は学童保育室や放課後児童育成室とも呼ばれています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）でこどもは専門の職員の援助、支援を受けつつ安全安心な場所で過ごすことができます。共働き世帯の増加や介護、看護などの理由により、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の「子育てを支える社会インフラ」としての重要性はますます高まっています。

その一方で、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用したいという保護者からのニーズに対応するため市町村でも放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備を進めていますが、利用希望が上回っており、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用したくても利用できない、いわゆる「待機児童」が発生しており、課題となっています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は株式会社や非営利法人など、あらゆる民間事業者が運営できる仕組みになっています。本スタートブックは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を始めたいと考えている民間事業者の方や「何かこどもに関わる新たな事業はあるだろうか」「地域の子どもたちを支援できる事業はないか」といった視点で事業展開を検討している民間事業者の方に向けて作成しました。

本編では放課後児童健全育成事業の制度のほか、新規参入のノウハウ、既に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に参入している民間事業者の事例を紹介しています。本スタートブックを通して皆様の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に対する理解が深まり、不安や疑問が解消され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に新たに参入していただければ幸いです。

本スタートブックで使用する割合については、原則、四捨五入としていることから合計が100.0%とはならない場合があります。



本スタートブックの対象

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を始めたいと考えている民間事業者
- ・地域の子どもたちを支援できる事業を検討している民間事業者など

本スタートブックの内容

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは何か
- ・新規参入のためのノウハウ
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に参入している民間事業者へのインタビューなど

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

目次

放課後児童クラブの制度等の解説・紹介	5
放課後児童クラブとは	5
放課後児童クラブの現状	6
待機児童によって生じる課題	6
民間事業者が運営する放課後児童クラブへの期待	8
新規参入で本業に期待できること	9
放課後児童クラブの事業実施のためのポイント	10
放課後児童健全育成事業に関する法令など	11
児童福祉法	11
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	12
放課後児童クラブ運営指針・放課後児童クラブ運営指針解説書	13
埼玉県放課後児童クラブガイドライン	13
放課後児童クラブに関する基礎知識	14
放課後児童健全育成事業の役割	14
放課後児童クラブにおける育成支援の内容	15
こどもの遊びと発達	16
設置主体と運営主体	17
県内の放課後児童クラブの動向	18
民設民営放課後児童クラブといわゆる「民間学童」との違い	18
民設民営放課後児童クラブ事業新規参入の流れとポイント	20
新規参入の流れ	20
民間事業者が放課後児童クラブを設置、開設するには	22
放課後児童クラブの運営について	23
物件確保～施設の立地、環境	23
開設決定～開所時間・開所日数	23
開設決定～利用料	24
職員の確保～配置基準	24
職員の確保～放課後児童支援員と補助員	25
職員の確保～常勤職員	25
放課後児童クラブでの一日の流れ（例）	25
送迎	26
おやつ、昼食、夕食	26
宿題、勉強、学習支援	26
保護者との関係	27
民設民営放課後児童クラブ設置運営事業者のリアル	28
民設民営放課後児童クラブ設置運営者インタビュー 山手ジュニア学童クラブ（川越本部校）	28
民設民営放課後児童クラブ設置運営者インタビュー GENKIっこクラブ	30
民設民営放課後児童クラブ設置運営者インタビュー 鳥海学園放課後児童クラブ	31
民設民営放課後児童クラブ参入検討事業者インタビュー 京進の学童クラブ HOPPA	32
放課後児童健全育成事業に関する補助金	33
放課後児童クラブに対する主な補助金の一覧表（令和7年度）	33
専門家が解説する放課後児童クラブ開設の取組のポイント	34
行政書士による開設取組ポイント	34
社会保険労務士による開設取組ポイント	35
民設民営放課後児童クラブの事業展開で期待できるメリットとまとめ	37
安定した事業継続の実現	37
社会貢献への評価と企業価値向上の期待	37
民間事業者による放課後児童クラブ事業の「強み」	37
県内各市町村の放課後児童クラブ担当課連絡先一覧	38

放課後児童クラブの制度等の解説・紹介

放課後児童クラブとは

児童福祉法に定められている「放課後児童健全育成事業」を実施している場所です。放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場において、こどもの健全育成を図ることを目的としています。

放課後児童クラブは地域によって様々な呼び方があります。また、事業内容にも違いがあり、同じ市町村内でも、運営している事業者によって違いがあります。

Q. 放課後児童クラブは「こどもを預かる場所」があれば足りるでしょうか？

A. 放課後児童クラブは、単に「預かる場所」ではなく、生活や遊びを通じてこどもが「成長していく場所」です。そのため、放課後児童クラブには専門的な知識を有する職員（放課後児童支援員）の配置が必要となります。



放課後児童クラブの多くは市町村が設置していますが、民間事業者も設置することができます。小学校の建物内に設置されていたり小学校敷地内に建てられていたりするほか、民家やアパート、テナントを改装して放課後児童クラブとすることもあります。

Q. 「放課後児童クラブ」と「学童保育（所）」は同じものですか？

A. 基本的には同じものです。ただし、児童福祉法に定められた「放課後児童健全育成事業」の届出をしていない場合もあります。その場合、適用される法令や補助金が異なります。なお、本スタートブックでは、放課後児童健全育成事業として市町村長に届出をしている放課後児童クラブを想定しています。

プラス1 放課後児童クラブはこうして誕生した

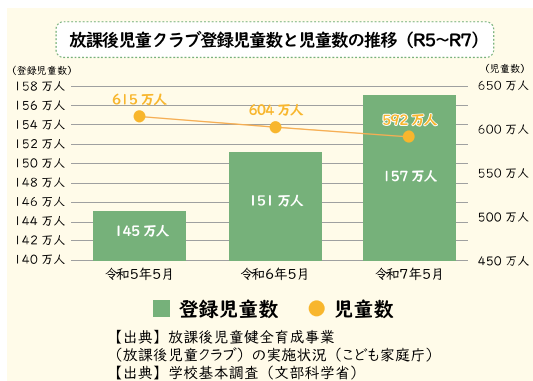
「学童保育（所）」という呼び名が一般に広く用いられていますが、これは放課後児童クラブの誕生と発展の経緯に由来があります。もともと、放課後児童クラブは法律で定義された仕組みではありませんでした。保護者の自主的な運営や市町村の独自の事業として全国各地でその地域の実情に応じて誕生、発展してきました。

平成9（1997）年の児童福祉法改正にて「放課後児童健全育成事業」として法定化されたものです。平成27（2015）年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」によって、それまで対象が「おおむね10歳まで」だったものが「小学6年生」まで拡大されるとともに放課後児童クラブの基準や放課後児童支援員の資格が誕生しました。

放課後児童クラブの現状

放課後児童クラブの登録児童数が増え続けているのは、放課後児童クラブを必要とする子育て世帯が増えているからです。少子化が進み、こどもの人数は減ってはいますが、放課後児童クラブを利用したいと考える子育て世帯は増えています。

令和7年度では、全国の小学生の4人に1人が放課後児童クラブに登録しており、小学1年生に限ると2人に1人が登録しています。放課後児童クラブの登録率は年々、上昇を続けています。



この、増加し続ける放課後児童クラブの利用ニーズに応じるため各市町村も取組を進めており、施設を整備したり、既存の施設の改修を進めたりしていますが、それ以上に利用ニーズが増加しています。

そのため、放課後児童クラブの利用を希望しているにもかかわらず利用できない児童、いわゆる「待機児童」も発生しており、令和7年5月1日時点では前年度に比べて減少しているものの、その解消が喫緊の課題となっています。

プラス1 子育て世帯に人気の埼玉県

埼玉県は、都心への通勤や地元企業での就労等で、子育て世帯の居住先として人気が高い地域が多いと言われています。埼玉県全体では30歳代の流入超過が多く、彼らに付随して0～4歳の流入超過も多いという報告（埼玉りそな経済情報2024年10月号7ページ）もあり、今後も放課後児童クラブへのニーズが続くことが予想されます。

待機児童によって生じる課題

Point!

待機児童は子ども本人だけではなく、保護者や家庭、社会全体へ影響が出る可能性も

待機児童は子ども本人だけではなく、保護者や家庭、社会全体へ影響が出る可能性があります。

- 子どもが安全に過ごせる場所がなく、防犯上、不安な状態のまま過ごす時間が生じる。
- 子どもにとって適切な成長を支える大人が不在のため、体験格差などが生じる。

- こどもの留守番を防ぐため保護者が今までの職を辞めたり短時間の仕事に転職を余儀なくされたりすることで、子育て世帯の生活プランに大きな影響が出る。
- 保護者、特に女性の就業やキャリア形成の中断が生じる。
- 企業にとって人材の損失となり、事業活動に支障が生じる。

プラス1 「放課後と夏休み等の過ごし方調査」結果より

埼玉県が実施した「放課後と夏休み等の過ごし方調査」（令和6年）では待機児童となることで保護者に以下のような影響が出ていることが分かっています。

入所保留（待機児童）によって保護者などが変更したものの（令和6年度）（複数回答）

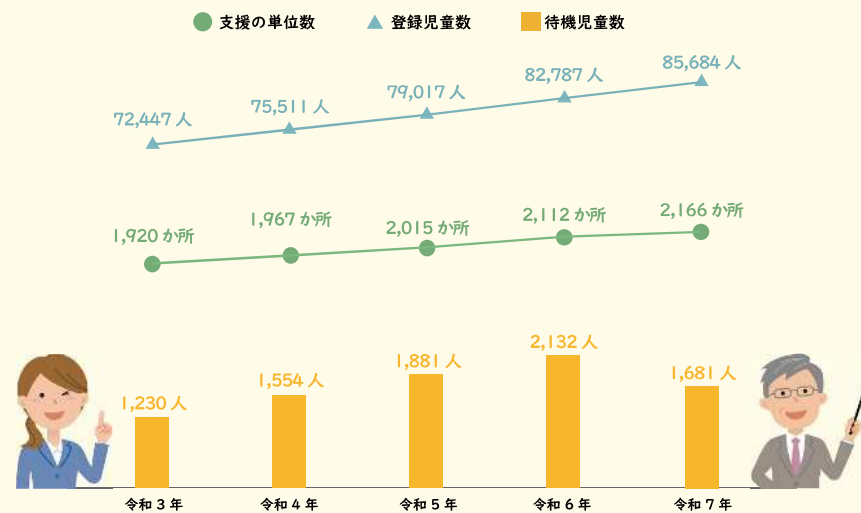
変更したものの	保護者数	割合
仕事	236	42.4%
住居	3	0.5%
その他	49	8.8%
特になし	275	49.4%
<合計>	557	100.0%

変更した「仕事」の内容（複数回答）

転職はせずに勤務時間を調整	142 (60.2%)
転職はせずに勤務形態を調整	42 (17.8%)
転職した	35 (14.8%)
退職	20 (8.5%)
その他	17 (7.2%)
転職はせずに勤務地を調整	7 (3.0%)

埼玉県内のクラブ数と登録児童数などの推移

(各年度とも5月1日時点)



【出典】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（厚生労働省・子ども家庭庁）

民間事業者が運営する放課後児童クラブへの期待

Point!

民間による既存の施設と事業を活かした放課後児童クラブ運営への期待

放課後児童クラブの受け皿を増やし、待機児童数を減らすためには放課後児童クラブを増やし、受け入れ人数を増やすことが必要です。

放課後児童クラブは市町村が設置する「公設」の放課後児童クラブのほか、民間事業者が設置し、市町村に届出をした「民設」の放課後児童クラブがあります。民設の放課後児童クラブの場合、原則は民間事業者が実施場所を準備する必要があります。

その点を踏まえると、既に施設を持っている民間事業者においては、所有する施設を活かして放課後児童クラブの運営に参入することが可能になると言えます。

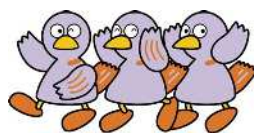
実際、全国的には、放課後児童クラブの利用ニーズが高い地域で、学習塾や英会話教室、スポーツクラブなど子どもに関わる事業者が放課後児童クラブ事業を展開したり、物流や不動産など全くの異業種から放課後児童クラブ事業に参入したりしており、放課後児童クラブを新たな事業の柱として位置付けるケースもあります。

プラス1 放課後児童対策パッケージ2026

子ども家庭庁及び文部科学省が令和7(2025)年12月26日に発出した通知で、放課後児童クラブにおける受け皿整備に関する目標を設定するとともに、今後の取組の方向性を示したものです。本パッケージにおけるポイントは以下のとおりです。

- ①放課後児童クラブにおける受け皿整備の目標
- ②受け皿整備の方向性
- ③これまでの取組の更なる推進

上記②において、「民間参入支援」や「企業等の活力を生かした小学生の預かり機能に関するモデル事業」、「同モデル事業の実施を通じた放課後児童クラブ事業の認知向上と放課後児童クラブ実施事業者の拡大」など、民間事業者の参入に関しても触れられています。



新規参入で本業に期待できること

Point!

子どもや保護者の安心感から本業にもプラスの効果 地域や子育て世帯への支援にも

実際の事例は後ほど紹介しますが(28ページ以降)、埼玉県では、「子どもを預かってほしい」という保護者や行政の求めに応じて民間事業者が放課後児童クラブの運営を始めている事例があります。こうした保護者などの声にこたえることは地域や子育て世帯への支援にもつながっています。

また、放課後児童クラブを運営する中で、スポーツクラブが運営する放課後児童クラブでは習い事として水泳教室に、学習塾が運営する放課後児童クラブでは高学年になってから習い事として学習塾に通うようになったりといった事例もあります。

子どもや保護者にとっても放課後児童クラブの施設から出ることなくスポーツクラブ等に通えたり、慣れ親しんだ先生と施設のある学習塾に通ったりできるのは安心感があり、利用者にとってもプラスの効果があるものと考えられます。



プラス1 子ども対象のサービス以外の民間事業者

全国的には、子ども対象のサービス以外の民間事業者、具体的には不動産や物流、エンターテインメント企業が放課後児童クラブを実施している例があります。こうした企業が放課後児童クラブを実施する場合、以下のような効果が期待できます。

- ①放課後児童クラブを展開する地域での事業を通じた社会貢献と知名度の向上
- ②放課後児童クラブ事業実施による信頼性、親和性の向上
- ③放課後児童クラブを軸にした更なる事業展開



放課後児童クラブの事業実施のためのポイント

Point!

市町村との調整・相談が重要
補助金が受けられるかよく確認を

放課後児童クラブ事業が社会的に有意義であっても、収入が支出を超過している場合は事業を継続することは困難です。放課後児童クラブ運営の特徴を十分に理解しておく必要があります。

<収入面>

- 市町村によっては他のクラブと利用料を揃えていたり、利用料の上限の設定があたりする。
- 利用することの人数の上限に制限がある。
- 保護者の経済的負担にも配慮する必要がある。

<支出面>

- 職員の配置基準や開所時間の規定がある。

児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業として市町村長に届出をした放課後児童クラブについてはこうした基準があることから、安易な利用料の増額による収入増や人員削減による経費削減はできません。そこで、放課後児童クラブの運営にあたって大きなポイントとなるのが「補助金」です。放課後児童健全育成事業として届出を行った放課後児童クラブの場合、運営費等は国や都道府県、市町村からの「補助金（子ども・子育て支援交付金等）」の対象となります（33ページ参照）。

安定した運営に補助金は欠かせませんが、放課後児童クラブを運営すれば必ず交付されるものではありません。補助金の対象となるかどうかについては市町村ごとに異なりますので、各市町村の担当課で確認してください（38・39ページ参照）。

また、放課後児童クラブによっては、保護者から別途追加料金を徴収して、放課後児童健全育成事業としての開所時間のあと「延長預かり」などを実施している場合や長期休業中の「昼食提供」をしている場合もあります。

加えて、学習塾やスイミングスクールと連携するなどし、習い事に通わせたい保護者のニーズに合わせて運営している放課後児童クラブもあります。放課後児童健全育成事業以外の事業や取組についても市町村ごとに取扱いが異なりますので、事前に各市町村の担当課に確認してください。

Q. 放課後児童健全育成事業の届出はどのようにしたらいいのですか？

- A. 放課後児童健全育成事業の届出は全て市町村が窓口となります。届出に必要な要件や書類など手続きについては各市町村の窓口（38・39ページ参照）で相談、確認してください。



放課後児童健全育成事業に関する法令など

放課後児童クラブに関する法令など

ここでは、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関する法律や省令、基準や指針などを紹介します。放課後児童健全育成事業を運営していく上でこれらを欠かすことができません。また、基準や運営指針などは時代に合わせて改正されていくので適宜確認が必要です。

児童福祉法

Point!

放課後児童健全育成事業の目的
=こどもに適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ること

（第6条の3第2項）

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的は、「適切な遊び及び生活の場」を与え、こどもの健全な育成を図ることです。具体的には、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図ることです。単に、勉強やスポーツだけを教えるだけでは放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にはなりません。

（第34条の8）

市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3・4 略

（第34条の8の2）

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

放課後児童健全育成事業の実施主体は「市町村」です。国、都道府県及び市町村以外の事業者も実施することは可能ですが、内閣府令（児童福祉法施行規則第36条の32の6）の定めにより市町村長に届出をする必要があります。設備や運営については各市町村で基準が定められていますので、事業を実施する際は必ず確認してください。なお、放課後児童健全育成事業の育成支援の水準を一定に保つため、国では内閣府令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を定めており、各市町村ではこれを参酌して（参考にして）条例を定めています。

プラス1

その他の関連法令

放課後児童健全育成事業は「児童福祉法」以外にも関係する法令があります。

①社会福祉法

放課後児童健全育成事業は社会福祉を目的とした事業であり、「第二種社会福祉事業」に位置付けられています。(第2条第3項第2号)

②子ども・子育て支援法

放課後児童健全育成事業は「地域子ども・子育て支援事業」と位置付けられ、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に従って実施されます。(第59条)

③こども基本法・児童の権利に関する条約

「放課後児童クラブ運営指針」では放課後児童健全育成事業の役割として、「児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努める。」とされています。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

Point!

市町村が定める条例のもとになっている国の定めた基準

各市町村の放課後児童クラブにおける育成支援の水準を一定に保つため、設備や運営に関して国が基準を定めたものが「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」です。各市町村では、この基準を参照して条例を定めており、放課後児童クラブを開設する場合は、その市町村の条例に従うことになります。ここでは「職員」と「支援の単位」について触れます。

(第10条)

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 略

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

「支援の単位」はまとめて過ごすこどもの集団を指し、この1つの支援の単位の児童数はおおむね40人であること、支援の単位ごとに放課後児童支援員等を2人以上配置することを求めています。放課後児童健全育成事業ではこの「支援の単位」を使用することが多いです。

放課後児童クラブ運営指針・放課後児童クラブ運営指針解説書

Point!

放課後児童クラブの運営は、この運営指針を基本に!

放課後児童クラブ運営指針は、市町村の条例等を遵守した上で、更に運営の多様性を踏まえつつ、こどもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を目的として国が定めたものです。また、運営指針の趣旨や内容を、自治体担当者、事業者、放課後児童支援員等の関係者に深く理解してもらうことを目的とした解説書もあります。放課後児童クラブの運営主体は、この運営指針において規定されている支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない、とされています。

埼玉県放課後児童クラブガイドライン

埼玉県では、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を平成27(2015)年3月に定めています。同ガイドラインは、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえて埼玉県が目指す放課後児童クラブの望ましい基準を示したものです。国の放課後児童クラブ運営指針と併せて放課後児童クラブの設備及び運営の向上への参考としてください。

プラス1

こども性暴力防止法

「こども性暴力防止法」(*)が令和6(2024)年6月に成立し、令和8(2026)年12月25日に施行されます。その目的は以下のとおりです。

(第1条)

この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

放課後児童健全育成事業は法律で定める「民間教育保育等事業者」に含まれます(第2条第5項第9号)。学校設置者等と異なり、法に定められた措置を講じる義務はありませんが、学校設置者等が講じるべき措置と同等のものを実施する体制が確保されているという「認定」を受けることができます。

※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

放課後児童クラブに関する基礎知識

放課後児童健全育成事業の役割

Point!

事業内容の核心は「育成支援」

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、11ページの「児童福祉法」でも触れたように、こどもの健全な育成をすることが目的です。健全な育成を目的とする施設には児童館や保育所などがありますが、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にしかない役割があります。「放課後児童クラブ運営指針」では、「放課後児童健全育成事業の役割」として以下のように規定されています。

- (1) 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、**こどもの最善の利益を優先して考慮し**、育成支援を推進することに努めなければならない。
- (2) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、**小学校**（以下「学校」という。）に**就学しているこども**（特別支援学校の小学部のこどもを含む。以下同じ。）であって、その**保護者が労働等により昼間家庭にいないもの**に、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して**適切な遊び及び生活の場を与え**、**こどもの状況や発達段階を踏まえながら**、その健全な育成を図る事業である。
- (3) 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、**保護者と連携して育成支援**を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と児童館や保育所を比較すると以下ようになります。

	放課後児童クラブ	児童館	保育所
対象年齢	6～12歳(小学生)	0～17歳	0～6歳(未就学児)
遊びの場の提供	○	○	○
生活の場の提供	○	—	○
保護者の子育て支援	○	○	○
保護者の就労等支援	○	—	○

放課後児童クラブでは、「**遊び等の活動拠点**」としての機能と「**生活の場**」としての機能を適切に備え、こどもが**安全に安心して過ごす**ことができ、こども一人ひとりの**状況や発達段階を踏まえた育成支援**を展開することが求められます。また、こどもの生活は、学校や地域の中のこどもに関する様々な施設・事業や機関等との関わりを持っています。放課後児童クラブには、学校、児童館や公民館等のこどもが利用する施設、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の**地域組織と連携**を図りながら、**保護者と連携して育成支援**を行うことが求められます。

保護者からの相談等への対応においては、必要に応じてこどもに関わる地域の様々な相談窓口や関係機関と連携しながら、放課後児童クラブに通うこどもの**家庭の子育てを支援**する役割を担うことも期待されています。加えて、放課後児童クラブでは、「**こどもの最善の利益**」を優先して考慮し、育成支援を進めるという努力義務があります。「こどもの最善の利益」という言葉は、こどもの人権を尊重し、放課後児童支援員等の大人の利益がこどもの利益よりも優先されてはならないことの重要性を示すものです。こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を進めるためには、こどもの立場に立ち、将来的・長期的視点からこどもにとっての最大限の権利を保障するという観点から、育成支援の内容や放課後児童クラブの果たすべき役割を考える必要があります。

放課後児童クラブにおける育成支援の内容

「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」については、「放課後児童クラブ運営指針」では以下のように規定されています。

- (1) 放課後児童クラブに通うこどもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）にこどもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間をこどもが**自ら進んで通い続ける**ためには、放課後児童支援員等が**保護者と連携して育成支援**を行う必要がある。
- (2) 放課後児童クラブに通うこどもが遊びや生活の中で、**自身の権利を理解できるような環境や機会**を設けることが求められる。その内容について、保護者に周知するように努めること。
- (3) 放課後児童クラブは、**年齢や発達の状況が異なる多様なこども達と一緒に過ごす場**である。放課後児童支援員等には、それぞれのこどもの発達の特徴やこども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、こどもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- (4) こどもの発達や養育環境の状況等を把握し、こどもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その**援助を適切に行う**必要がある。
- (5) こどもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
 - ①こどもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ②こどもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ③こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ④放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ⑤こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ⑥こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
 - ⑦こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に管理し、提供する。
 - ⑧こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
 - ⑨放課後児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

これら以外にも障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもに適切に対応することや保護者との信頼関係の構築等も重要な要素となります。詳細は放課後児童クラブ運営指針及び同解説書を確認してください。

こどもの遊びと発達

Point!

放課後児童クラブにおける「遊び」は他に代えられない「不可欠」な活動

放課後児童クラブにおけるこどもの生活での「遊びの大切さ」について、放課後児童クラブ運営指針では以下のように規定されています。

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、**遊びは、自発的、自主的に行われるもの**であり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、**他者との共通性と自身の個性**とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、**集団での遊びを継続**することもできるようになっていく。その中で、子どもは**自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべ**を見だし、**順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味**等を身に付け、**協力することや競い合うこと**を通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、**大人の援助が必要**なこともある。

子どもにとって「遊び」とは最も自主的で真剣な活動です。子どもは「遊び」の中で自らの知恵や技能を思う存分発揮することができます。そして、遊びはどんな相手とも平等に交わることが保障された活動です。また、遊びは総合的活動であり、子どもは遊びの中で様々なことを学習し、遊びを通して運動能力や社会性、創造性等を発達させます。このように、遊びは子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化されるほかには代えがたい不可欠な活動です。

子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他のこどもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたりと、あらゆる工夫をします。児童期のこどもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、こどもの身体的能力や心的能力も遊びにおいて最大限発揮されます。



子どもは「加減」が分からないこともしばしばあります。「加減」が分かるようになるためにはこどもの自己中心性が克服されなければなりません。それには多くの場合、遊びにおける成功や失敗の経験を通じて他者の視点を理解していくことが必要になります。

そのため、児童期のこどもの遊びには、大人の支援が重要な役割を果たします。なお、実際に援助する場合には、こどもの発達に応じた柔軟なものでなくてはなりません。

たとえ「正しいこと」であっても、ある程度自立した仲間関係を持ち始めた児童期のこどもに対する頭ごなしの介入は、遊びを発展させませんし、こどもの自立を妨げる結果にもなってしまいます。

設置主体と運営主体

Point!

民設民営放課後児童クラブはさまざまな形態の1つ

放課後児童クラブは大きく分けて「設置主体」と「運営主体」で分けることができます。



設置主体

- ・公設（公立）：市町村等が設置
- ・民設（民立）：市町村等以外（民間事業者）が設置

運営主体

- ・公営：市町村等が運営
- ・民営：市町村等以外（民間事業者）が運営

この「設置主体」と「運営主体」を組み合わせることで放課後児童クラブの形態を分けることができます。

- ① 公設公営：市町村等が設置し、運営する場合
- ② 公設民営：市町村等が設置し、民間事業者が運営する場合
- ③ 民設民営：民間事業者が設置し、運営する場合

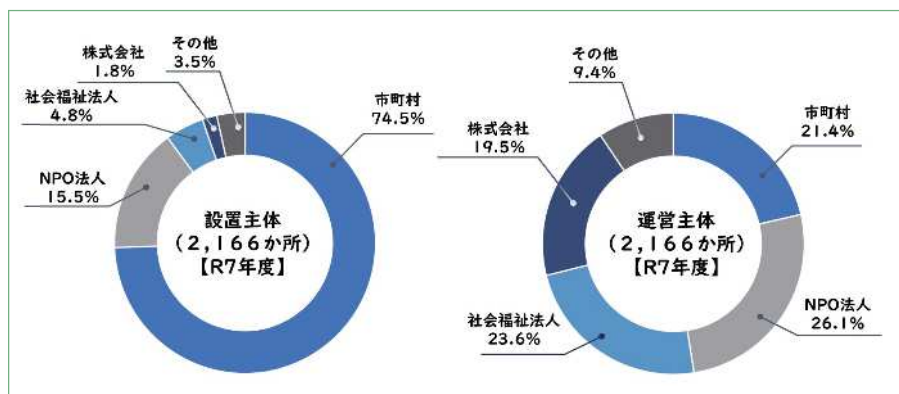
民間が設置して、市町村等が運営する「民設公営」の放課後児童クラブはありません。「民設」や「民営」でいう「民間事業者」には以下のような事例があります。

- ・NPO法人
- ・社会福祉法人
- ・株式会社
- ・民法34条法人（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人）
- ・学校法人 など

それ以外にも、個人や保護者会などが設置・運営している場合があります。

県内の放課後児童クラブの動向

埼玉県の放課後児童クラブは公設民営が一般的です。円グラフが示すように、放課後児童クラブの全体の7割超を市町村が設置主体となっています。運営主体についてはもともと放課後児童クラブを運営していた保護者会から発展した非営利法人や、地域で保育所や認定こども園を運営している社会福祉法人による施設です。県内では株式会社など営利法人による放課後児童クラブ運営は少数派です。



民設民営放課後児童クラブといわゆる「民間学童」との違い

Point!

いわゆる「民間学童」には
放課後児童健全育成事業ではない事業もある

民設民営放課後児童クラブと似ている事業に、いわゆる「民間学童」と呼ばれるものがあります。本スタートブックでは放課後児童クラブは市町村に放課後児童健全育成事業の届出をしている事業であり、いわゆる「民間学童」は届出をしていない事業形態とします。

	民設民営放課後児童クラブ	民間学童
市町村への届出 (放課後児童健全育成事業)	届出が必要	届出は不要
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業である	放課後児童健全育成事業ではない
基準条例	従う	従う必要はない
放課後児童支援員の配置	条例に従う	配置の必要はない
面積基準	条例に従う	基準はない
登録児童数	おおむね40人(1支援単位あたり)	特に決まりはない
補助金	交付される場合がある	交付されることはない

表にあるように、民間事業者が施設を用意して市町村に届出をした上で放課後児童健全育成事業を実施する場合は、民設民営の放課後児童クラブとなります。つまり、放課後児童健全育成事業と同一のサービスを提供しても市町村に届出をしなければ、民間学童になります。民間学童では基準条例等に従う必要はない代わりに、国等からの補助金は交付されません。本スタートブックでは、放課後児童健全育成事業の届出をして実施している民設民営放課後児童クラブを対象にしています。

「放課後児童クラブ」や「学童」といった名称は放課後児童健全育成事業の届出の有無にかかわらず使用することができます。そのため、民設民営の放課後児童クラブといわゆる「民間学童」の違いが名称からでは判断できません。ただ、放課後児童健全育成事業の届出を市町村にして実施している民設民営放課後児童クラブの多くは各市町村のホームページ等で掲載されています。

プラス1 国、都道府県、市町村の役割

放課後児童クラブは、市町村が事業主体となります。市町村は民間事業者から届出を受け、放課後児童クラブの運営を民間事業者に行ってもらうことができます。市町村は「こども計画」等で、放課後児童クラブに関する見通しやニーズを把握します。

一方、国や都道府県は、放課後児童クラブに関わる施策を市町村と一緒に推進します。国が定める補助金は、原則、国、都道府県が市町村と共に運営事業者に交付しますが、放課後児童クラブの届出を受理されれば必ず補助金が運営事業者に交付されるのではなく、市町村が交付の可否を判断します。なお、埼玉県は、国の補助金とは別に県単独で放課後児童クラブへの補助金を設けています。

また、都道府県では国の基準に則り、「放課後児童支援員」の認定研修や資質向上研修を実施しています。政令指定都市や中核市の場合は独自に研修を行うこともできますが、都道府県に委託している場合もあります。

